

令和3年（2021年）3月5日

新たに保育所等に入園する園児の保護者様

札幌市子ども未来局子育て支援部長

新型コロナウイルス感染症への対応に伴う御協力等について（お願い）

日頃より札幌市における子育て施策等に対し、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

現在、札幌市においては、新型コロナウイルス感染症の感染が引き続き確認されており、保育所等にて感染者が発生した場合には、保育所等と札幌市とで施設内の感染状況等の情報を共有し、濃厚接触者の特定や臨時休園の判断等を行うこととしております。

保育所等における感染防止及び感染者発生時に速やかな対応を行うため、下記のとおり、札幌市の感染防止対策に御理解いただきたく、よろしくお願いたします。

なお、今後、状況に応じて対応を変更する場合には、改めてお知らせいたします。

記

1 園への連絡について

以下に該当する場合、必ず園に御連絡ください。また、その際には園からのお子様や御家族の症状等の聞き取りに御協力ください。

ア 登園しているお子様が感染した場合

イ 登園しているお子様が濃厚接触者となった場合

ウ 登園しているお子様または同居の御家族がPCR検査を受けることになった場合

※ここでいうPCR検査とは、保健所の指示または診察した医師の判断で行われるものをいい、会社の指示で受けたなどの場合は含まれません。

2 園と札幌市との情報共有について

保育所等が聞き取った情報を、園から札幌市に情報提供することに御同意いただきますようお願いいたします。

なお、提供された個人情報
は新型コロナウイルス感染対応のみに利用し、それ以外の目的では使用いたしません。

3 園をお休みいただくことについて

「1 園への連絡について」で園への連絡が必要な事由に該当した場合、以下の期間は園をお休みいただくようお願いいたします。

園への連絡事由	お休みいただく期間
登園しているお子様が感染	治癒または保健所での健康観察期間の間
登園しているお子様が濃厚接触者となった	保健所での健康観察期間の間
登園しているお子様または同居の御家族が PCR 検査を受ける	検査結果（陰性）が判明するまでの間 なお、同居の御家族が濃厚接触者となった場合、健康観察期間中は、その方がお子様を送迎することはお控えください。

4 園での感染者が発生した場合

利用児童や施設職員が新型コロナウイルスに感染した場合には、保健所の調査の結果により施設の消毒が必要な場合または他の利用児童や保育士に濃厚接触者が発生した場合などには、施設の全部又は一部の休園を行うなど必要な対策を講じる必要が生じる可能性があります。

この対応について御承知おきいただくとともに、休園に伴う家庭保育等について御協力をお願いいたします。なお、休園する場合には園からお知らせいたします。

5 お子様の体調管理等について

お子様の体調管理に御協力をお願いいたします。なお、お子様が発熱や呼吸器症状の発症などの体調不良時には保育所等の利用はできません。なお、利用ができない期間は、発熱等が認められた場合は解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでとなります。

6 保育料について

「3 園をお休みいただくことについて」、「4 園での感染者が発生した場合」に該当して園をお休みいただいた期間の保育料については、園の判断となりますので、直接園にご確認ください。

【担当】 子ども未来局子育て支援部子育て支援課指導担当係
電話：011（211）2985